

川崎市告示第299号

川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成7年川崎市条例第8号）第16条第1項の規定に基づく指定検査機関の名称等の変更があったので告示します。

令和7年6月3日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 名 称 一般財団法人東京顕微鏡院
- 2 変更事項 (1) 検査の実施に係る事業所の所在地
(2) 法人の所在地
- 3 変更内容 (1) 新：東京都中央区豊海町5番1号豊海センタービル
東京都立川市高松町一丁目100番38号
旧：東京都立川市高松町一丁目100番38号
(2) 新：東京都中央区豊海町5番1号豊海センタービル
旧：東京都千代田区九段南四丁目8番32号
- 4 変更年月日 令和7年4月1日